

## 音更町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

音更町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年音更町条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第50条）」を「第6章 雑則（第49条の2）  
第7章 補則（第50条）」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行うもの」を「行う施設又は事業所」に改める。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

### 第6章 雑則

#### （電磁的記録）

第49条の2 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日（目次の改正規定及び第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定にあっては、令和3年7月1日）から施行する。